

令和2年2月12日

平成31年度包括外部監査結果報告書の概要

秋田市包括外部監査人
公認会計士 泉田 雅俊

監査の対象

秋田市のまちづくりに関する事務の執行について

1. 選定理由

秋田市は、人口減少、少子高齢化が進み、人口の低密度化に伴う行政効率の低下及び中心市街地の空洞化などのまちづくりの課題への対応の重要性が増しており、市民のニーズも多様化している。

その中で、まちづくりの課題へ対応するため、平成23年に秋田市の都市計画に関する基本的な方針であり秋田市総合計画の下位計画である「第6次秋田市総合都市計画」を策定し、まちづくりの目標(政策テーマ)として(1)旧3市町が一体となった都市構造の形成、(2)コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心市街地と地域中心の形成、(3)環境の保全・創造による低炭素型まちづくり、(4)市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり、(5)秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくりを掲げ主要な施策を展開している。

また、第6次秋田市総合都市計画は10年が経過した時点で見直しを検討することとされ、まもなく10年が経過しようとしているタイミングで、まちづくりに関する事業について検証することは大きな意義がある。

以上のような状況を踏まえ、秋田市のまちづくりに関する事務の執行について経済性・効率性・有効性といった観点から監査を行うことは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

2. 監査の対象期間

平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)を監査の対象期間としたが、必要に応じて他の事業年度も対象とした。

3. 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

まちづくりに関する事業の予算の執行について、適法かつ経済的・効果的かつ効率的な執行がなされているか。

外部者への業務委託関係の契約事務が適正に行われているか。

補助金の交付(対象・必要性・規程・監督等)は適切・適正になされているか。

(2) 主な監査手続

関係書類の閲覧

各主要施策を所管する各担当課より各種関係書類や資料の提供を受け、これらの通査・閲覧を通して各主要施策の理解を深めるとともに、問題点等の検出に努めた。

関係者への質問

関係書類等を通じた理解のみでは不十分な点については、各担当課の担当者に対して直接質問をし、回答を得るという形で監査を進めた。

上記の手続を通じて検出された問題点についての改善策の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもなく、これは監査の批判的機能と説明されることが多く、監査の本源的な機能である。しかし、監査の役割はそれに留まるものではなく、検出された問題点をどのように改善するべきかという提案・提言等を行うことも重要な役割である。これは監査の指導的機能とも呼ばれているが、こうした機能にも留意しつつ、可能な限り改善策についての検討を加え、積極的な提案・提言につなげられるよう努力した。

監査の指摘及び意見

平成 31 年度包括外部監査の【指摘】及び【意見】の総数は次のとおりである。

項目	指摘又は意見の数
指摘 (1)	3
意見 (2)	25
合計	28

(1) 指摘 (地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の結果に関する報告)

財務に関する事務の執行等において、**適当でない事務処理があったと判断された事項**(合規性に関する事項) 又は**経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち、社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項に関するもの。**

(2) 意見 (地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の意見に関する事項)

最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など (経済性、効率性及び有効性に関する事項) に関するもの。

1. 指摘の一覧

指摘の一覧は次のとおりである。指摘の番号は、監査報告書の指摘の番号と一致しており、指摘のタイトルの末尾に監査報告書の該当ページを記載している。

<p>1. 人にやさしい歩道づくり事業について</p>
<p>1. 工作物の損失補償契約における契約の相手方について (P93)</p> <p>損失補償契約の相手方(甲)として記名押印を求めるべきは、工作物の所有者である個人 X である。しかし、費用負担に関する契約書の記名・押印欄は、工作物に関する土地・建物・工作物を使用している A 法人の記名(ゴム印)となっており、誤りである。</p> <p>契約の相手方の記名が誤っていることから、契約書を修正するか、締結しなおすべきである。</p>
<p>2. 工作物損失補償契約における工作物の所有者を確認すべき相手方について (P94)</p> <p>工作物(所有者：個人 X)の損失補償契約の締結に先立って、確認書により附属工作物の所有者を確認している。しかし、土地所有者(共有者)のひとりとして記名するのは個人 X であり、当該確認書の記名欄に A 法人の記名(ゴム印)があるのは誤りである。</p>
<p>2. 移住促進事業について</p>
<p>3. 秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱について (P99)</p> <p>秋田市子育て世帯移住促進事業は、平成 29 年 8 月 1 日より事業開始しており、「秋田市子育て世帯移住促進事業補助金要綱」第 3 条第 1 項において、秋田県外の市区町村から本市へ転入し、実家等へ居住するものは、移住補助対象者には含まれないこととなっていたが、実家に帰る場合等の転居費についても補助対象として欲しいとの要望が多数あったことから、転居費のみでも申請できるよう、平成 30 年度の政策経費(成長戦略事業以外)歳出予算事項別見積書を作成する際に、移住補助対象者を「秋田県外からの転入者(転入前 1 年以上継続して秋田県外に居住していたものに限る。)」と変更し、平成 29 年 11 月 7 日に平成 30 年度当初予算案を起案し、平成 29 年 11 月 8 日に決裁されている。</p> <p>平成 30 年 3 月の平成 30 年度予算が成立した際に、要綱においても、移住補助対象者を「秋田県外からの転入者(転入前 1 年以上継続して秋田県外に居住していたものに限る。)」と改正すべきであったが、改正がなされないまま、平成 30 年 4 月 1 日より、実家等に居住する場合などの転居費のみの申請についても補助金を交付しており、交付要綱を逸脱している。補助金は 15 件あり、合計金額は 3,122,910 円である。</p> <p>これは、要綱改正についての内部統制が適切に整備されていなかったために、要綱</p>

2. 移住促進事業について

の改正が失念されてしまったと言える。そのため、要綱の改正が必要となる場合には、予算案策定の段階で要綱の改正案についても添付する等、要綱の改正が失念されない業務の流れを整備する必要があると考えられる。

2. 意見の一覧

意見の一覧は次のとおりである。意見の番号は、監査報告書の意見の番号と一致しており、意見のタイトルの末尾に監査報告書の該当ページを記載している。

<p>1. 秋田市中心市街地活性化基本計画について</p>
<p>1. 協議会の部会の設置について(P35)</p> <p>秋田市では協議会(商工会議所、まちづくり会社等により組織される。中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進を行う。)に部会を設置していない。芸術文化ゾーン内の文化施設、周辺商店街、大型商業施設との連携や活用を目的とした情報交換や連携事業の場として、「芸術文化ゾーン活用研究会」を定期的で開催しているが、事業の包括的な実行力という点では脆弱であろう。当該事業の重要性を考慮すると、各部会を設置して実効性を高めてゆくべきであろう。</p>
<p>2. 計画の目標達成状況の分析について(P36)</p> <p>前回の中心市街地活性化基本計画では、「小売業年間商品販売額」等の目標が達成できなかった。見かけの人の移動やイベントの開催といった表面的な事例だけではなく、それがどのように経済的活性化につながるのか、空き店舗の減少は単に数値目標だけでなく、それがどのように変わっていったがために活性化に効果があるのかについてより分析を行う必要がある。</p>
<p>2. 秋田市立地適正化計画について</p>
<p>3. コンパクトシティの効果と対応について(P37)</p> <p>平成 23 年に策定された第 6 次秋田市総合都市計画にコンパクトシティを目指すこととし、かなり以前から課題とされてきた。その課題に対する施策を実施し、実施計画となる秋田市立地適正化計画を策定している。3 市町の合併の影響はあるものの、先述したように街なかでは大きな施設が次々と撤退する中で、人口集中地区(DID)は拡大し続け、人口集中地区内の人口密度は減少し続けている。つまり、結果としてはこれまでの政策の成果が見られないという結果となっている。</p> <p>そもそもコンパクトシティが望ましいかという議論はあるが、少なくとも公共インフラの拡大に伴うコストの増加を防ぐには機能するとされ、秋田市においても当該政策を採用している。そうであるならば、現行のように中心地域以外に 6 つもの中心拠点を有し、しかもそれぞれを結びつける公共交通としては、バスだけというのでは、コンパクトシティ「アンドネットワーク」の意味も薄れてくる。</p> <p>しかも、他の地方自治体でも始まっているようにバスの運転手の高齢化に伴い、密度の高い交通の運行が困難となってきている。このような中で、現在の施策が効果を上げているかについて、外向けの無難な表現だけではなく、課題を直視しつつ、明確な効果指標に従って</p>

2. 秋田市立地適正化計画について

実施する必要がある。特に、日本で最も人口減少が急激におとずれる県の地方自治体としては、当該政策の成否は、他の自治体の注目するところであることを意識すべきであろう。

具体的には、現在の6つの中心拠点の縮小的見直し、宇都宮市の事例のような市の中心部へのLRTの導入の再検討を考慮することが考えられよう。

4. 居住調整地域のあり方についての明確なビジョンの提示について(P37)

居住調整地域とは、「都市再生特別措置法」に基づく「立地適正化計画」の区域のうち、居住誘導区域以外の区域(市街化調整区域を除く)で住宅地化を抑制すべき区域を言う(都市再生特別措置法第89条)。

「秋田市立地適正化計画」においては、当該地域についての指定は行っていない。これについては、当初の素案に対して、住民の意見として「当該指定がされると、資産価値が下がる。資産価値が下がれば、税収減にもなるし、企業の資産価値も下がれば担保評価も下がり経営や生活の不安につながる。」との意見も出されていた。他の自治体の事例でも、青森県むつ市といった一部の例外を除いて、当該地域の指定を行った事例は見られず、やはり住民感情等に配慮し、強力なコンパクトシティ化には躊躇する部分があるのである。

しかし、指定といった強制的手段を採用せずとも、地域住民に一定の負担はあるものの、何らかの将来に希望をもてるようなビジョン(施策)を描くことは必要であろう。

3. 空き家対策について

5. 空き家の活用について(P40)

不動産の証券化手法を利用して、不動産の小口投資を行うことが可能となっている中で、空き家の活用について、地方自治体自らまたは共同出資等により、ランドバンクを設立し、空き家の買収、改修・再生、売却等の出口戦略を立てることは可能である。特に、それが古民家であればより市場のニーズは高いが、そうでない場合でも、減築・シェア居住等特殊な手法を組み合わせることで可能となる場合も存在するため、空き家の活用方法について検討されたい。

4. 中心市街地活性化基本計画推進経費について

6. 歩行者・自転車通行量(平日・休日の平均)」の減少要因の調査・分析について(P46)

平成30年度における定期フォローアップにおいては、「歩行者・自転車通行量(平日・休日の平均)」が29,721人とどまり、最終年度における目標値の35,000人に対して84.9%の達成率となっている。また、平成29年3月の活性化基本計画認定時に設定した基準値(平成28年度)32,484人と比べても8.5%程度減少している状況にある。市としては、平成30年5月の秋田県民会館の閉館による影響が大きいものとし、平成31年3月に新たに7事業を追加したことにより目標達成は可能と見込んでいる。

4. 中心市街地活性化基本計画推進経費について

しかし、活性化基本計画初年度である平成 29 年度の実績も 29,695 人であり、2 年度にわたり基準値を大きく下回ったことは、測定時の天候や催事の有無等だけではなく、当該エリアにおける歩行者及び自転車の通行量に影響を与える市民の行動様式や生活パターン等に構造的な変化が生じていることも考えられる。

確かに、平成 31 年 3 月に新たに 7 事業を追加したことにより、結果的に令和 3 年度末における目標値が達成される可能性も当然あるが、大きな通行量の減少が続いており、市民の行動様式等に構造的な変化が生じていることから、計画期間の最終フォローアップを待たず、目標と実績との乖離を調査・分析することが望ましいものとする。

7. 活性化基本計画に追加された事業に対する評価について(P48)

平成 31 年 3 月に活性化基本計画に追加された 7 事業のうち、5 事業が観光に関連するものである。確かに、観光もにぎわい創出のためには重要な要素であるものの、特定の催事を行うことでの誘客は、継続的なリピーターの確保等につながらない場合には、通行量の瞬間風速を高めるだけとなるおそれもある。また、7 事業の中には、平成 31 年 3 月の改定前より実施されている事業や、名称は異なるが平成 30 年度まで実施された内容が継続されている事業が含まれている。これらは既に平成 30 年度までの通行量の実績に反映されているものであり、新規に事業に組み入れた効果としてどの程度期待できるかは内容等によることとなる。

いずれにしても、今後の定期フォローアップ及び最終フォローアップにおいて実績値を評価するにあたっては、継続的な通行量の増加の部分と催事の影響による一時的な効果とを峻別して評価することが必要であるとともに、追加した 7 事業も含めて、活性化基本計画を実現するための諸事業が、どの程度指標に寄与しているのか評価することも、今後の施策立案のために有用なものとする。

5. 屋外広告物管理システムについて

8. 屋外広告物管理システムの契約の方法について(P52)

屋外広告物管理システムの契約の方法は、随意契約であり、随意契約の理由は以下のとおりである。

「秋田市屋外広告物管理システムは、平成 9 年の事務移譲に伴い本市が独自に開発したシステムであり、屋外広告物管理業務に欠かせないものである。

本業務にあたっては、これまで当該システムの構築から改修・点検作業まで一連の作業に携わり、その仕様及び構成等に精通している Y 株式会社以外では対応が困難である。

また、同社は、システムに不具合が発生した際は、システム開発元として、ハード・ソフトの両面において保守人員を配置しており、迅速な対応が可能である。」

5. 屋外広告物管理システムについて

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするときに該当するものとしている。既存の屋外広告物管理システムの開発依頼をした相手先であるし、その後もシステムの改修を行ってきたのであるから、契約の相手方のひとりとして適切な相手先であるとはいえる。

しかし、屋外広告物の管理を行っているのは秋田市だけではなく、当然に、他の自治体も同様のシステムを使用している可能性はある。このような状況において、既存の屋外広告物管理システムの後継システムを使用し続ける必要性もなく、システムの更新を機会に、他のシステムを使用する可能性も検討すべきであったと考える。また、他のシステムを使用する可能性がある場合には、複数年契約を前提として、一般競争入札や公募型プロポーザル方式などの方法で、競争性を発揮させるべきである。

6. 秋田市立地適正化計画と自然災害の可能性のある地域との整合性について

9. 秋田市立地適正化計画とハザードマップの整合性について(P54)

古川の浸水被害地域をみると、秋田市立地適正化計画の居住誘導区域と重なっている。古川における流域については、今後の治水対策で浸水被害が解消されるとしても、このような浸水被害が頻発しうる地域は、居住を誘導して人口密度を維持するエリアとしてふさわしいものではないといえる。

同様に、ハザードマップによる被害予測地域と居住誘導区域をみると重複している地域がある。

立地適正化計画は、おおむね 20 年先を見据えて作成されるもので、5 年毎に更新していくものである。自然災害が想定される地域は居住を誘導して人口密度を維持するエリアとしてふさわしいものではないという観点から、立地適正化計画における居住誘導区域の見直しを進めていく必要があると考える。

7. 秋田駅東第三地区土地区画整理事業及び秋田駅西北地区土地区画整理事業について

10. 土地区画整理事業の現状についての市民への丁寧な情報提供について(P61)

現在、秋田市で実施している土地区画整理事業は、秋田駅東第三地区土地区画整理事業及び秋田駅西北地区土地区画整理事業の両地区のみである。秋田市としては土地区画整理事業の速やかな施行を進めることが主命題となっているものの、多額の総事業費の約半分は市費で賄われており、両地区ともに、今後においても市費負担が生じることが予定されている。

このような大規模な事業に対して秋田市民の理解を得るためにも、土地区画整理事業の地権者等だけではなく、秋田市民に対して広く土地区画整理事業の情報を丁寧に提供していくことが必要なものと考ええる。

また、土地区画整理事業の開始時点においては、費用便益分析を行い、将来便益が

7. 秋田駅東第三地区土地区画整理事業及び秋田駅西北地区土地区画整理事業について
 費用を上回ることを確認しているが、制度的に求められていないこともあり、秋田駅東第三地区においては平成 22 年度を最後に、平成 23 年度以降実施されていない。両地区ともに事業終了までに 10 年前後かかることから、5 年程度の期間を目途に、定期的に費用便益分析等を実施するとともに、少なくとも最終的な事業完了時においては、長期にわたった事業の実施結果を総括した上で、その意義を市民に説明することも検討することが望まれる。

11. 計画変更のスパンの短縮化について (P64)

秋田駅東第三地区土地区画整理事業においては、第 2 回変更から 12 年が経過した後に第 3 回変更を行い、事業施行期間を 18 ヶ年延長している。土地区画整理事業においては、特に、計画を変更すべき要件等は定められていないとのことであるが、事業が円滑に進捗していない限り、計画変更までの期間が長期になればなるほど、変更すべき事案をため込むことにつながりかねない。計画変更の要否を関係者や議会に説明する上でも、例えば、10 年程度を限度に計画変更の要否を判断し、必要な場合には変更することが望ましいものとする。

8. 空き家定住推進事業について

12. 立地適正化計画により焦点を当てた補助額の設定について (P70)

空き家定住推進事業補助金の本来の趣旨は、空き家の利活用による秋田市外在住者の市内転入の促進であるが、まちづくりの前提としてコンパクトシティを目指し、居住誘導区域を設定していることから、その誘導をより促進するため、居住誘導区域の物件に補助対象を限定した上で、補助金額を増加させること等を検討することが有用なものとする。

13. 空き家バンクに登録できない空き家に対する対策の強化について (P70)

空き家バンクや民間の不動産業者の紹介等により、成約見込みがあり流通性のある空き家については受け皿が構築されているが、ここから漏れてしまう物件については、現状、多くが利活用されないまま空き家の状態になってしまっているものと言え、今後、空き家バンクに登録できない空き家に対する対策を強化することが重要なものとする。特に、空き家になってしまってからでは老朽化が進んだり、取り壊しの費用負担の調整が困難であったりすることも多いことから、空き家になる前の段階での対策がより有用なものとする。

9. 老朽危険空き家等対策経費について

14. 特定空き家等に対する措置について (P77)

空家等対策の推進に関する特別措置法 14 条において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状

<p>9. 老朽危険空き家等対策経費について</p> <p>態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等(以下「特定空き家等」という。)に対する具体的措置が規定されている。</p> <p>2019年9月に公表された総務省「平成30年住宅・土地統計調査」によると、秋田市の2018年10月1日現在の空き家数は20,840戸であり、今後も増加することが考えられ、特定空き家等に認定される空き家等が出てくると推測される。</p> <p>的確な権限行使を可能とするため、秋田市においても、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(平成27年5月26日,国土交通省・総務省)を参考にし、地域特性を踏まえた特定空き家の認定に関するマニュアルを作成しておく必要があると考えられる。</p>
<p>15. 早期段階で解体することへの支援について(P77)</p> <p>秋田市では、A及びBランクの空き家については、空き家バンクを運用することで、空き家の利活用を促し、空き家数の削減を図っており、C及びDランクの空き家を解体撤去する者に補助金を交付している。</p> <p>しかし、実際には、A及びBランクの空き家の所有者も、利活用するのではなく、解体してしまいたいと資金が不足しているという場合がある。C及びDランクに分類される老朽危険空き家等の増加を未然に防止する観点から、A及びBランクの空き家についても、解体費用に対する補助金等の支援の検討が必要と考える。</p>
<p>16. 空き家の維持管理について(P78)</p> <p>空き家等には、所有者等の自らの利用、販売目的保有、賃貸目的保有等がなされないために、管理が放棄されているものがある。空き家等は管理されない状態が長期化すると劣化が進み、結果として特定空き家等となってしまう。そこで、特定空き家等となることを回避するために、空き家等を維持していく措置が必要となると考える。</p> <p>維持管理は所有者等が自身で実施すべきであるが、遠方であること等の理由により自身で実施することが困難である場合もある。空き家等の維持管理サービスを有料で提供する専門業者等もあるため、専門業者等の情報提供や専門業者等の維持管理サービス費用に対する補助金等の支援の検討が必要と考える。</p>
<p>10. 商店街振興事業について</p>
<p>17. 秋田市商工貿易振興課関係補助金交付要綱について(P83)</p> <p>平成30年5月24日に元気・桜商工振興会より「補助金交付申請書」が提出され、平成30年5月29日に交付決定がなされている。しかし、平成30年11月22日には、東部市民サービスセンターの地域づくり交付金事業における交付金の交付を受けていることを理由に「商店街ソフト事業費補助金辞退届」が提出され、平成30年11月29日に辞退が承認されている。</p>

10. 商店街振興事業について

地域づくり交付金事業における交付金は、国、県、市からの補助金もしくは交付金の交付を受けている事業については、事業の対象となっていないことから、元気・桜商工振興会からの申し出により、辞退届が提出された。本来であれば、事前に地域づくり交付金事業への申請の際に、国、県、市からの補助金もしくは交付金の交付を受けている事業でないことを、東部市民サービスセンターで確認すべきであったが、それがなされていなかった。

秋田市商工貿易振興課関係補助金要綱においては、他の補助金または交付金を受けている事業について、対象外とする旨の記載はない。しかし、他の補助金または交付金との併用が可能であれば、商店街では、実際に支出した事業費以上に補助金の交付を受けることとなる可能性もある。こういった可能性を排除するためにも、秋田市商工貿易振興課関係補助金要綱においても、他の補助金等との併用ができない旨を定める必要があるのではないかと考える。

18. 点灯していない街路灯への補助について(P84)

新屋街路灯組合の街路灯の東北電力(株)との契約口数は、72口であるが、約半数については、点灯していない状態である。電気料金には点灯の有無に関わらず、基本料金は発生しており、点灯していない街路灯の基本料金についても、補助金を交付していることとなる。

秋田市では、新屋街路灯組合に対し、街路灯管理状況に係る報告の提出を依頼しているとのことであるが、早急に回答を入手し、必要な修繕等の実施を促す必要があると考えられる。また、適切な対応がなされない場合には、補助金の交付をしないことも検討する必要があると考えられる。

11. 千秋公園整備事業について

19. 樹木台帳の整備について(P89)

千秋公園では、平成20年度にさくらの植生調査が行われた。千秋公園のさくらに関するさくら台帳は、その後の樹勢調査のたびに整備・更新されている。しかし、さくら以外の樹木についての台帳は作成されていない。

さくら以外の既存樹木についても、公園樹木の適切な維持管理を目的として、樹木台帳を整備し、樹木の点検・診断に役立てるべきである。

20. 千秋公園のさくらファンドの寄付について(P89)

千秋公園を、秋田市を代表するさくらの名所として次世代に引き継ぐという「千秋公園さくら再生基本計画」の基本理念に賛同する個人又は団体から寄せられる寄付金を「千秋公園さくらファンド」として定め、千秋公園さくら再生基本計画で実施する事業の財源の一部として活用している。

ファンドの寄付者の住所等をみると、秋田市で居住又は活動する個人・法人等に限ら

11. 千秋公園整備事業について

れている。また、寄付の方法は、郵送された納入通知書により金融機関で納入する方法はあるが、クレジットカードによる寄付はできないなど、寄付者にとっての利便性に欠ける部分がある。

秋田市以外に居住する個人がクレジットカードなど便利な決済手段を利用することが可能となる手段として、ふるさと納税制度の対象となるガバメントクラウドファンディングを活用することが考えられる。

ただし、システム掲載料、クレジット利用料のコストがかかること、秋田市内の居住者には返礼品がなく、取り扱いに差異が生じることにはなるので、メリット・デメリットの総合判断は必要となる。

12. 人にやさしい歩道づくり事業について

21. 工作物損失補償契約における工作物の所有者の確認方法について(P94)

工作物(所有者：個人 X)の損失補償契約について、土地の所有者を把握した上で、土地の所有者に対して附属工作物の確認をしていたが、包括外部監査の監査前に建物所有者の確認はしていなかった。

土地・建物の不動産については不動産登記によって所有者を把握することが可能となるが、アスファルト舗装のような土地の附属工作物は、土地の所有者が施工している場合もあるし、土地の使用者である建物所有者が施工している場合もある。また、土地に関する賃貸借契約を締結した者が土地所有者の了解のもとにアスファルト舗装を行うこともある。従って、工作物は、土地の上に存する建物の所有者や使用状況も把握した上で、確認することが必要である。

工作物の所有者に疑義が生じないよう慎重に検討するためには、土地の上に建設されている建物所有者も補足的に確認し、全体の状況を把握した上で、附属工作物の所有者を確認することが望ましいと考える。

13. 移住促進事業について

22. 秋田市子育て世帯移住促進事業において転居費用のみ補助する必要性について(P100)

「秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱について」に記載のとおり、平成30年4月1日より転居費のみの申請についても補助金を交付しており、転居費のみの申請者は、全額または大半の転居費について補助金の交付を受けている。

事業開始当初の移住補助対象者である、「秋田県外の市区町村から本市へ転入し、市内で住宅を新築、購入又は賃貸する者」と比較すると、実家へ帰る者の負担は少ないと考えられ、移住の際に必要な転居費の全額またはその大半を補助する必要性はないのではないかと考えられる。

13. 移住促進事業について

秋田市では、要望が多数あったことに加え、将来的に実家に帰ることが決まっている方に対しても、早期移住の後押しとなるよう補助する必要があると考え、転居費のみの申請についても補助対象としているが、そういった目的を達成する趣旨であれば、事業開始当初の補助対象者と同額の補助金の額でなくても、転居費のみの申請の場合は転居費の半額を補助する等でも十分でないかと考えられる。

23. 移住補助対象者を秋田県外からの移住者とするものの懸念について(P101)

秋田市子育て世帯移住促進事業では秋田県外からの移住者のみを移住補助対象者としている。これは、秋田市では移住者を「本市に移住した NPO 法人秋田移住定住総合支援センターへの移住希望登録者」としており、NPO 法人秋田移住定住総合支援センターには秋田県外の移住希望者しか登録ができないためである。秋田県においても同一の定義付けであり、秋田市の移住者が増加することは、秋田県への移住者が増加することとなる。

しかし、秋田県内の秋田市以外の者が、移住を考えた際に当該補助事業の対象外であることから、他県への移住を検討する可能性があり、移住補助対象者を秋田県外とすることで、秋田県からの転出者が増加するとも考えられる。

そのため、秋田県への「定住」という観点から、秋田県内の秋田市外の者の秋田市への移住についても、補助等の検討が必要ではないかと考える。

14. 地域まちづくり推進事業について

24. まちづくりの実施単位の柔軟な設定について(P107)

本事業においては、市内7ヶ所に設置されている市民サービスセンターを単位として地域づくり組織を設立し、これが活動の主体となるものとしている。今後、市内を7つのエリアに区切った単位での「まちづくり計画」の策定等が目指されるものと思われ、是非とも、各地域特性を生かした地域住民主体のまちづくりの基盤が作り上げられることを期待するものである。一方、地域特性を生かしたまちづくりの主体となるためには、地域特性が類似した地区を集約したエリアの単位で意思決定できることが重要であるとともに、地域課題ごとに、課題を共有する地区は異なることも想定される。

加えて、地域づくり協議会等の地域づくり組織以外の住民の新たな参加が課題の一つであり、今後、新たな個人の参加や地域で活動する NPO 等の各種団体の参加を積極的に促していくことが地域まちづくり推進事業の成否の鍵を握る重要な要素と言える。この場合、エリアが大きいことで個人の興味や問題意識との関係が希薄に感じられてしまうことや、エリアと整合しない単位で活動する各種団体の参画を阻害することがあることは望ましくない。

今後、地域課題の発見や解決手法の検討を進めていくにあたり、7つのエリアの単位にとらわれず、地域課題等によっては、例えば、各エリアを複数に細分化してまちづく

14. 地域まちづくり推進事業について

りの主体を設定することや、エリアをまたいだ隣接地区で主体を設定すること等も含めて、まちづくりの実施単位を柔軟に設定することも視野に入れて進めることが望ましいものとする。

25. 秋田市のまちづくりに対する考え方等の周知について(P108)

秋田市においては、平成23年3月に現行の「第6次秋田市総合都市計画」が策定され、第5次秋田市総合都市計画にて掲げられたコンパクトシティ構想を継承し、目指すべき将来都市構造を、面的な土地利用を誘導する「ゾーン」、都市機能が集約した「都心・中心市街地」と6つの地域中心、骨格的な構造を形成する「道路網」で構成される多核集約型の都市構造を目指すものとされている。また、これを実現するための実施計画として、平成30年3月に「秋田市立地適正化計画」が策定され、地域中心とその周辺、公共交通沿線等に居住を誘導して人口密度を維持する「居住誘導区域」、医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスを提供する施設の集積を誘導する「都市機能誘導区域」を市内に設定している。これらは、秋田市の人口減少や高齢化の将来見通し等を踏まえて設定した、秋田市のまちづくりに対する基本的な考え方を示すものである。

一方、本事業で想定する各地域でのまちづくりは、地域住民が主体となり、自ら認識した地域課題を解消していくことを目指すものであるが、将来に発生する可能性のある地域課題や、現状の地域課題がどのように質的・量的な変化を見せていく可能性があるかを考える上では、人口数や人口構成、地区ごとの人口密度の想定といった都市の将来像を踏まえる必要がある。現状、各地域づくり協議会のまちづくり部会等に対して、「秋田市立地適正化計画」等を対象とした研修会等を行っていないとのことであるが、まちづくりを考えていく上での基礎情報と言える。また、各地域でのまちづくりを主体的に考えていく中で、都市計画等の情報を提供することは、秋田市の都市計画等に対する関心や理解の程度を相当程度高める絶好の機会である。

今般、令和2年度末には次期の「第7次秋田市総合都市計画」の決定・公表が目途とされているタイミングでもあり、今後、各地域づくり協議会のまちづくり部会等に対して「秋田市立地適正化計画」等を対象とした研修会等を実施し、秋田市のまちづくりの考え方等の理解を深める機会を提供することが望ましいものとする。

(以上)